

2010年7月に愛媛県松山市にて開催しました「平成22年度 ぎょさい推進全国会議」において、体験発表「魚類養殖とぎょさい」との題名で愛媛県愛南漁協の畑中専務にご講演いただきました。

以下にその内容を抜粋します。

本組合は、平成17年10月3日に南宇和郡内の7つの漁協が合併し、現在は、真珠・真珠母貝養殖、カキ等貝類養殖、魚類養殖、漁船漁業と総合的な漁協となり、人口2万6千人の地元愛南町の中核を担う漁協となる事が出来ました。漁場に恵まれ、早くから真珠貝や魚類養殖が大変盛んな地域で、特に「まだい養殖」は、現在、単協としては、日本一の規模ではないかと思えます。

愛南は養殖の一大産地であり、地域的に台風や赤潮等による自然災害は非常に少なく、「ぎょさい制度」の必要性の少ない地域でもあり、養殖実態に添う方向への制度改正が進まず、加入は思うように進んでいませんでした。

そんな時に、組合員の漁業経営の安定を目指す事こそが、最も肝要な漁協の使命であると思い、組合員の漁家経営の安定を図る唯一にして最良の施策である「ぎょさい制度」の積極的な活用をと考えました。

とは言え、急に組合員の方々の理解が得られる訳もなく、なかなか加入が進みませんでした。

大きな転機となったのは、平成14年度に導入された養殖共済の「特定病害不てん補方式」等の制度改正でした。この改正は、愛媛県が長い間要望していた改正の1つで、災害の少ない我々の地域では、掛金料率の低い「特定病害不てん補方式」が導入された事により、選択加入が可能となったことが加入拡大の大きな引き金となり、その後の共済組合の熱心な加入推進により、徐々に加入が拡大しました。

本県の共済組合は、素晴らしい職員ばかりで、長年の浜回りが実を結び、平成21年度の共済金額200億円突破という実績に繋がったものと、心から敬意を表したいと存じます。

近年は養殖実態に即した魚種の拡大等の制度改正が進められるとともに、信用事業の貸付金や、基金協会の保証の担保としての質権設定も必須要件として確立し、現在では、漁協・養殖業者にとって「ぎょさい制度」は不可欠な制度となりつつあります。

去る、6月8日の民主党の水産小委員会において、全漁連の長屋常務が「漁業所得補償制度の創設」に関して発言され、「収入安定措置」として、漁業共済と積立ぶらすの仕組みを活用・発展させる。また、「コスト安定措置」としてセーフティーネット構築事業の活用を合わせて提起された記事を見ましたが、「漁業所得補償制度」としての「ぎょさい」の発展・構築を系統団体はもとより、県をはじめとする行政との連携をより一層強固なものとして、推し進めて頂きますよう切望しますと共に、我々も呼応して、漁協と組合員が一丸となって「ぎょさいの発展」を目指したいと考えます。

その為にも、今年度の目標に掲げられている「ステップ・アップぎょさい」の「高い補償力での加入の普遍化」を全国運動として推し進め、浜を守るぎょさいの総加入を図り、組合員の経営を守り、漁協の経営の安定化を目指そうではありませんか。



(写真は愛南漁協 畑中専務)